

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 5 月 19 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600279号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700019号

## 第1 結論

請求者のA社における平成25年12月27日の標準賞与額を50万3,000円、平成26年3月20日の標準賞与額を7万5,000円、同年6月16日の標準賞与額を48万円に訂正することが必要である。

平成25年12月27日、平成26年3月20日及び同年6月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月27日、平成26年3月20日及び同年6月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月27日  
② 平成26年3月20日  
③ 平成26年6月16日

A社から請求期間に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、年金額に反映するよう請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与台帳により、請求者は、同社から請求期間①は50万3,000円、請求期間②は7万5,450円、請求期間③は48万300円の賞与を支給され、請求期間①は50万3,000円、請求期間②は7万5,000円、請求期間③は48万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月27日、平成26年3月20日及び同年6月16日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年12月27日、平成26年3月20日及び同年6月16日に

係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。